

資料 1 . 履修期間短縮が認められる資格一覧

		これらの資格を目指すときに履修期間が短縮できるか														
		看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	臨床工学技士	義肢装具士	言語聴覚士	救急救命士	歯科衛生士	歯科技工士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
これらの資格を持つ者	看護師		×	×	×	×					×	×	×	×	×	×
	診療放射線技師	×		×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	×
	臨床検査技師	×	×		×	×	×			×	×	×	×	×	×	×
	理学療法士	×	×	×		×				×	×	×	×	×	×	×
	作業療法士	×	×	×		×				×	×	×	×	×	×	×
	視能訓練士	×	×	×	×	×				×	×	×	×	×	×	×
	臨床工学技士	×	×	×	×	×				×	×	×	×	×	×	×
	義肢装具士	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	×
	言語聴覚士	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×
	救急救命士	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×
	歯科衛生士	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×
	歯科技工士	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×
	社会福祉士	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				×
	介護福祉士	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×
	精神保健福祉士	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×
保育士	×	×	×	×	×		×		×	×	×	×	×		×	
備考		准看護師から看護師になる際には 3年 2年	医師・歯科医師・薬剤師・獣医師は受験資格を持つ	3年 2年 理学療法士及び作業療法士 法第 11 条 2 号	3年 2年 理学療法士及び作業療法士 法第 12 条 2 号	3年 1年 視能訓練士法第 14 条第 2 号 および視能訓練士法施行規則第 11 条第 1 号, 第 2 号	3年 1~2年 臨床工学技士法第 14 条第 2, 3 号および臨床工学技士法施行規則第 13 条第 1~6 号, 第 14 条第 2, 3 号	3年 2年 義肢装具士法第 14 条第 2 号 および義肢装具士法施行規則第 13 条第 1~7 号	3年 1~2年 言語聴覚士法第 33 条第 2, 3 号および言語聴覚士法施行規則第 14 条第 1~9 号, 第 15 条第 2~5 号	2年 1年 救急救命士法第 34 条第 2 号 および救急救命士法施行規則第 13 条第 2 号		歯科医師国会試験・その予備試験を受けることができる者	2年以上 1年以上 社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条第 2, 3	短期養成施設等にて六月以上 (通常は一般養成施設等で一年以上)		児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号で規定